

意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	教科書における媒体の制限および検定に関する制度の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>教科書は、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」と定義されている。（教科書の発行に関する臨時措置法 第2条）</p> <p>教科書を制定する際には、紙媒体であることと文部科学省の認定を受けることが求められており、デジタル化された教科書は想定されていない。</p> <p>教科書をデジタル化して提供することは、これからの児童の勉学の幅を広げ、教育の質を向上させるとともに、次世代の担い手を創出することになると考えられるが、このような制約があることで困難な状況となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>教科書の発行に関する臨時措置法</p> <p>教科書検定の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法 第34条、第49条、第62条、第70条、第82条</li> <li>・ 文部科学省設置法 第4条第10号</li> </ul> <p>教科書検定の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教科用図書検定規則 第4条</li> </ul> <p>教科書検定の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教科用図書検定規則 第3条</li> <li>・ 義務教育諸学校教科用図書検定基準</li> <li>・ 高等学校教科用図書検定基準</li> </ul>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>今までの学びは、一斉学習で進度を同期するものであり、改善が求められる。電子教科書は、児童生徒の個々の学力と進度に応じた個別学習が可能など効果的に活用できるものである。</p> <p>教科書として紙媒体の図書だけでなく、デジタル化された書籍を使うことを容認し、デジタル化された書籍でも文部科学省の認定を受けられるようにすることが必要である。</p>